奈良県告示第百二号

法第四十九条の規定により、 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条の規定において準用する同 次のとおり施術者の指定をした。

平成二十六年六月三日

奈良県知事 荒 井 正 吾

平成二十プ年四月七月		
	大和郡山市冠山町六四四ー一大職冠整骨院	武山 将史
四平成二十六年四月一日	四ー一のまわり整骨院のまわり整骨院	新 井 登
平成二十六年二月二十日	葛城市加守五九四川崎針灸院	川崎勝巳
平成二十六年四月一日	大和郡山市泉原町九四七ー八ふくすけ鍼灸整骨院	松本 卓士
平成二十六年四月一日	葛城市八川九四ー三テラサカキョシ整骨院	岩村 晃大
平成二十六年四月一日	一七北葛城郡広陵町みささぎ台八ー池畑整骨院	池畑雄大
指定年月日	施術所の名称及び所在地	施術者の氏名